平成２４年（フ）第１２１３５号
東京都大田区東矢口２丁目６―25　柏木荘
債務者　柏木　春男
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１３８号
東京都墨田区墨田２丁目１―12
債務者　小島　　茂
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１４３号
東京都板橋区板橋３丁目18―５
債務者　小池　英梨
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１４４号
東京都杉並区高円寺北４丁目29―２―825
債務者　幸田眞佐子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１４６号
埼玉県さいたま市中央区大戸６丁目12―12―403
債務者　奈良　正人
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１５０号
東京都北区東十条５丁目15―20―203
債務者　上里　良辰
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１５３号
東京都江戸川区臨海町５丁目１―３―304
債務者　岩楯　　遠
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１５４号
東京都江戸川区臨海町５丁目１―３―304
債務者　岩楯　芳子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０８９号
横浜市磯子区杉田７丁目１番10―43号
債務者　佐々木芽依（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１６号
岡山市中区福泊181番地５　ベルフォーレ106号
債務者　藤森　　明
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０号
熊本県菊池市西寺1550番地３　パレイシャル生駒18―206号
債務者　内田　美和
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
熊本県八代市松崎町447番地１　203
債務者　比嘉　秀郁
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第５７号
熊本県八代市松崎町447番地１　203
債務者　比嘉　奈美（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１９７号
北海道帯広市西19条南４丁目10番６号　ドミ井上202号
債務者　野上　宏行
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
北海道帯広市西６条北２丁目15番地３　レオパレスＡｂｕｎｄａｎｃｅ106号
債務者　大竹　強司
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第５５７号
静岡県焼津市宗高368番地の１　２―204号
債務者　横田　雅之
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部